

丸尾興商株式会社 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 27 年 11 月 1 日～平成 29 年 12 月 31 日までの 2 年 2 か月間

2. 内容

目標 1 : 計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。

男性社員・・・計画期間中に 1 人以上取得すること

女性社員・・・取得率を 85%以上にすること

<対策>

- 平成 27 年 11 月～ 男性も育児休業を取得できることを周知するため、管理職を対象とした研修の実施
- 平成 27 年 11 月～ 育児休業の取得希望者を対象とした講習会の実施